

特記仕様書

第1条 受注者は、岐阜県建設工事共通仕様書に基づき施工するものとする。

第2条 工事実績コリンズへの登録

- 1 岐阜県建設工事共通仕様書 第1編 共通編 1-1-6コリンズへの登録により、工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報を登録することとする。
- 2 本工事は単価契約であるため、契約の途中で累積金額が500万円(税込)を越えた時点で受注登録を行い、竣工時に最終的な金額で竣工登録を行うものとする。

第3条 公共事業労務費調査に対する協力

- 1 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 2 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 3 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに貸金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の貸金時間管理を適切に行っておかなければならない。
- 4 受注者が本工事費の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）が、前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第4条 積算内訳書の提出について

全ての競争入札について、工事費内訳書（積算内訳書）を入札時に提出すること。
なお、提出された内訳書については、返却しない。

第5条 産業廃棄物の適正処理について

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、監督員の指示に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び確認並びに処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認しなければならない。

第6条 使用資材（木材）について

本工事において使用する木材は、岐阜証明材推進制度実施要領（平成19年1月24日付県流第463号林政部長通知。以下「要領」という。）第12条により証明された木材を使用すること。
ただし、岐阜証明材推進制度による証明運用開始（平成19年4月1日）前に出荷等されている木材で、岐阜県産材認証制度要綱（平成13年8月1日森第351号農山村整備局長通知。平成19年3月31日付で廃止。）第8条による認証を受けたものについては、要領第12条により証明されたものとみなす。

第7条 下請契約及び使用資材について

本工事において、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を岐阜県内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。）を有する者の中から選定するよう努めること。
本工事において、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は岐阜県内に本店を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は岐阜県産とするよう努めること。

第8条 実施状況の提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第9条 工事着手前協議について

- 1 本工事の受注者は、契約後1～2週間以内に設計書内容等について、監督員と工事着手前協議を行うこと。
- 2 協議に当たっては、別に定める「施工打ち合わせ記録簿」に協議事項を記入し、打ち合わせに持参すること。なお、協議日の設定については、受注者側が事前に監督員と連絡をとり設定しておくこと。
- 3 協議に当たって、発注者側は監督員及び係長又は課長、受注者側は現場代理人及び主任技術者が出席するものとする。
- 4 協議時、「施工打ち合わせ記録簿」の回答（その他）欄は監督員が記入し、最後に確認を行い監督員・担当係長又は課長の確認印を押印し、写しを現場代理人（主任技術者）が受け取ること。

第10条 電子メールの利用

本工事の施工中における受発注者間の情報共有は、電子メール等を利用すること。運用にあたっては、「電子メールを活用した情報共有における運用指針」による他、工事着手前協議時に監督員と協議の上、決定するものとする。

第11条 電子納品の実施

- 1 工事写真および工事関係書類は、「岐阜県電子納品要領」及び「岐阜県電子納品運用ガイドライン」に従い納品すること。（施設台帳情報の登録は漏れのないように格納すること）
- 2 発注図としてCAD製図基準に基づいたCADデータの貸与を受けた場合は、完成図をCADデータで納品すること。なお、完成図として提出する図面については、監督員の指示によるものとする。
- 3 電子納品の提出について、データを格納したCD-Rを1部提出すること。

第12条 ディーゼルエンジン車両の適正燃料の使用について

- 1 ディーゼルエンジンを動力とする車両にはJIS規格の軽油を使用すること。
- 2 ディーゼルエンジンを動力とする車両の燃料検査があった場合には協力すること。

第13条 不当介入における通報義務について

- 1 妨害又は不当要求に対する通報義務
受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止をすることがある。
- 2 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

特記仕様書

第14条 ワンデーレスポンスについて

- 1 本工事はワンデーレスポンス実施対象工事とする。
「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答を、原則「その日のうち」に回答する仕組みである。
- 2 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じた場合は適宜監督員に報告するものとする。
- 3 実施に当たっては、「ワンデーレスポンス実施要領」（農計第531号、林第815号、技第584号平成23年3月31日通知）に基づき実施するものとする。

第15条 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

本工事は、旧労務単価を適用して予定価格を積算している。新労務単価の決定に伴い、工事の受注者は、工事請負契約約款第26条の定めに基づく請負代金額の変更の協議を請求することができる。